

電気柵による感電事故を防ぐため、 正しい使用をお願いします。

7月19日に静岡県で動物よけの電気柵による感電死亡事故が発生しました。事故を防止するため、放牧等で電気柵を設置、使用する場合は、次の事項の遵守するとともに、定期的に点検・維持管理を実施してください。

感電注意！！

遵守事項

例

○危険表示

電源の種類や電圧の大きさにかかわらず、必ず周囲の人が容易に目で確認できる位置や間隔、見やすい文字で、危険であることの表示を行ってください。

○漏電遮断器の設置と適正な電源装置の使用

電気柵を公道沿いなど、人が容易に立ち入れる場所に設置し、30ボルト以上の電源(家庭のコンセント等)から電気を供給する場合は、危険防止のため、PSEマーク付きの漏電遮断器を設置するとともに、同じくPSEマーク付きの適正な電源装置を使用してください。

点検・維持管理のポイント

○点検

電圧が十分か、漏電していないか、支柱のぐらつきや破損がないか、アースやバッテリーのコードが切れていないか等を確認してください。

○維持管理

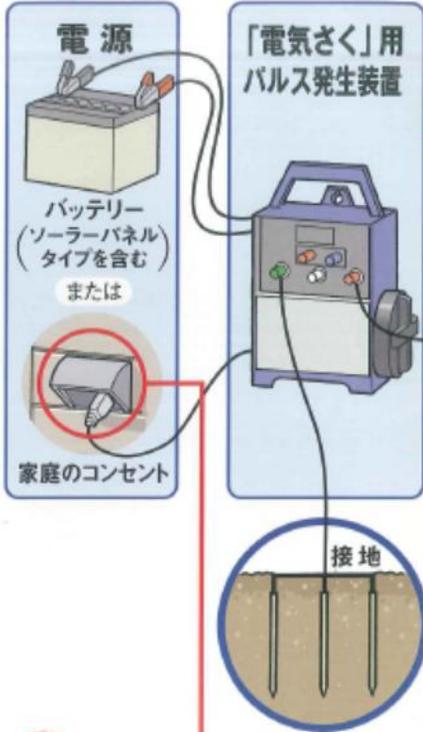
漏電防止のための草刈りをしましょう。

お問合せは山梨県西部家畜保健衛生所まで

電話・・・0551-22-0771(平日) FAX・・・0551-22-6728

土日・休日・夜間の連絡は・・・090-5564-1018または090-5568-0817

「電気さく」施設上の注意



！ 電波発生による障害の防止
「電気さく」から発生する電波が、テレビやラジオなどの無線設備に継続的かつ重大な障害を生じさせないように施設する必要があります。



！ 漏電遮断器の設置
「電気さく」を公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に設置する場合で、30ボルト以上の電源（家庭のコンセントなど）から電気を供給するときは、危険防止のために漏電遮断器を設置する必要があります。

！ 危険表示
人が見やすいように、適切な位置や間隔で危険表示をする必要があります。

(経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課作成パンフレットより)

電気柵の安全な使用のため、定期的に点検・維持管理を実施してください。